

## **【事案Ⅱ－５】介護共済金請求**

・2021年2月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人はレビー小体型認知症に罹患したことから、公的介護保険の要介護度認定結果通知書と被申立人所定の診断書を提出して介護共済金等の請求を行った。被申立人は、公的介護保険の「要介護1」認定を準用して介護初期費用共済金90,000円を支払ったが、介護共済金については約款・事業規約に定める支払要件（①公的介護保険の要介護3以上、②約款・事業規約に定める「要介護状態」に該当）のいずれにも至らないため対象外を通知したところ、申立人は介護共済金対象外を不服として、「ご契約のしおり」の文言解釈に従い要介護状態と認定し、介護共済金2,565,000円を支払うよう、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、本契約期間内の約款・事業規約の記載に基づき、診断書より認知症に対する介護が必要な状態について、「ア.の状態」には該当する項目が無いものの、「イ.の状態」には該当する項目が3点あることから、要介護状態に該当するものとして、介護共済金2,565,000円と、これに関わる遅延損害金を支払えとの判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

##### (1) 介護共済金2,565,000円の支払を求める理由

本契約期間内の約款・事業規約では、認知症に対する介護が必要な状態とは、「ア. またはイ. のいずれにも該当する状態」とあり、この文言は、「ア. とイ. のどちらか一方を満たしていれば良い」と解釈できる。

よって、診断書より、ア. には該当する項目が無いものの、イ. には該当する項目が3点あることから、要介護状態の範囲に該当すると理解できる。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められないとする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

介護共済金の支払要件は、「公的介護保険において要介護3以上に該当すること」または「約款・事業規約に定める要介護状態に該当すること」であるところ、申立人の状態はいずれにも該当しないから介護共済金を支払うことはできない。

##### (1) 公的介護保険

申立人提出の要介護度認定通知書では要介護1で要介護3以上に至らない。

(2) 約款・事業規約に規定の要介護状態

診断書より、認知症（痴呆）により介護が必要な状態について、ア.(1)～(4)のいずれにも該当がなく、イ.については3項目{・幻視・幻聴がある状態、・妄想がある状態、・周囲への無関心がある状態}に該当がある。

すなわち、ア.に該当せず、イ.に該当しているから「ア.またはイ.のいずれかに該当」しているが、「ア.またはイ.のいずれにも該当」はしていないので、約款・事業規約の規定により要介護状態と判断することはできない。

**<裁定の概要>**

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 介護共済金の支払要件としての「要介護状態」の趣旨について、本件約款・事業規約の関係規定の内容を踏まえて検討してみると、痴呆に係る要介護状態の項目を定めた規定は、公的要介護認定3以上となる状態を判定するための基準であり、その判定については、ア.の項目とイ.の項目の状態を総合考慮して行うものであると認められる。

したがって、約款・事業規約における本件文章においては、ア.の項目とイ.の項目を「または」という文言で結び付けているものの、同項は、ア.の項目とイ.項目との「いずれにも該当」することを要する趣旨を定めたものと解するのが相当である。

(2) 申立人については、約款・事業規約に定める要件のうち、ア.の日常生活行動に関する項目については該当がないというのであるから、申立人の状態はア.の項目とイ.の項目のいずれにも該当する場合には当たらず、本件約款・事業規約の定める介護共済金の支払要件を満たさないとした被申立人の判断に誤りがあるとは認められない。そして、他に、申立人の請求を認めるべき事情は見当たらない。